

議第10号

令和5年度京都市土地取得特別会計予算

令和5年度京都市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,902,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表市債」による。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大作

2 土地取得

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 24,009
	1 使用料	24,009
2 財産収入		1,547,990
	1 財産運用収入	19,938
	2 財産売払収入	1,528,052
3 繰入金		30,000
	1 一般会計繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		1,300,000
	1 市債	1,300,000
歳 入 合 計		2,902,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		千円 2,902,000
	1 土地先行取得費	1,305,000
	2 公債費	1,335,298
	3 繰出金	261,702
歳 出 合 計		2,902,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地先行取得費	1 土地先行取得費	土地先行取得事業	300,000 <small>千円</small>

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費	1,300,000 <small>千円</small>	発行価格が額面と異なる場合は、その差額を埋めるために算した額 証券発行（他地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	8.0以内%	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によってはその繰上償還をすることができない。